

令和2年
4月1日

改正：令和8年4月1日

支給決定基準

障害福祉サービス等

糸満市



目次

I	基本的な考え方	1
II	障害福祉サービス等の支給に関する基準	4
	§1 障害福祉サービス(障害者総合支援法)	4
	1. 居宅介護	4
	2. 重度訪問介護	7
	3. 同行援護	8
	4. 行動援護	10
	5. 療養介護	11
	6. 生活介護	12
	7. 短期入所	13
	8. 重度障害者等包括支援	14
	9. 施設入所支援	16
	10. 自立訓練(機能訓練)	17
	11. 自立訓練(生活訓練)	18
	12. 宿泊型自立訓練	19
	13. 就労選択支援	20
	14. 就労移行支援	22
	15. 就労継続支援A型	24
	16. 就労継続支援B型	25
	17. 就労定着支援	26
	18. 自立生活援助	27
	19. 共同生活援助	28
	§2 地域相談支援(障害者総合支援法)	30
	1. 地域移行支援	30
	2. 地域定着支援	32
	§3 障害児通所支援(児童福祉法)	33
	1. 児童発達支援	33
	2. 医療型児童発達支援	35
	3. 放課後等デイサービス	36
	4. 居宅訪問型児童発達支援	38
	5. 保育所等訪問支援	39
III	その他の基準	40
	支給決定基準と乖離する支給決定(いわゆる「非定型」の支給決定)	40
	自立支援給付と介護保険制度との適用関係	43
	モニタリング期間の設定	45
	在宅時生活支援サービス加算	47
	標準支給量表	48
	複数の障害福祉サービス等の支給	49

I 基本的な考え方

1 策定根拠

平成 19 年3月 23 日付け障発第 0323002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「介護給付費等の支給決定について」に基づき、糸満市障害福祉サービス等支給決定基準(以下「支給決定基準」という。)を策定します。

2 策定意義

障害福祉サービス及び地域生活支援事業(以下「障害福祉サービス等」という。)の支給決定事務においては、障害のある方一人一人に対する支援の必要性に着目し、公費で助成すべきサービスの内容や支給量を決定する必要があります。同時に、市町村は限りある予算を公平かつ適正に執行することが求められています。

支給決定基準を策定することにより、支給決定の透明化・明確化を図り、サービス利用者にとって過不足のないよう、支給決定事務を公平かつ適正に行います。つまり、支給決定基準は、支給内容を決定する際の基準を定めるものであり、個々のサービス利用者に対する支給量の上限を定めるものではありません。

3 支給決定基準を定める障害福祉サービス等

(1)訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護、短期入所(ショートステイ)

(2)日中活動系サービス

生活介護、療養介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援

(3)居住系サービス

施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)、自立生活援助

(4)地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

(5)障害児通所支援

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

(6)加算の対象者

医療連携体制加算の対象者、在宅時生活支援サービス加算の対象者

(7)地域生活支援事業

移動支援事業、日中一時支援事業

4 障害福祉サービス等の利用対象者

(1)障害福祉サービス等や地域相談支援の利用を希望する場合には、当該利用者が障害者、障害児ということを次の書類等で確認します。

①身体障害者	・身体障害者手帳
②知的障害者	・療育手帳
③精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(国民年金、厚生年金等の年金証書等) ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 ・自立支援(精神通院)医療受給者証 ・医師の診断書(主治医が記載したもので、国際疾病分類 ICD-10 コードの記載がある等精神障害者であることが確認できるもの)
④難病疾患者	・医師の診断書 ・指定医療費(指定難病)受給者証
⑤障害児	・障害者手帳 ・特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 ・医師の診断書等(障害があると認められるもの)

(2)障害児通所支援の利用を希望する場合には、当該利用者が障害児ということを次の書類等で確認をします。

・障害者手帳
・特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類(医師の診断書等)
・医師の意見書等(療育の必要性が確認できるもの) ※意見書の様式は、「療育に関する意見書」を使用してください。
・医師の診断書等(難病を有することが確認できるもの)

5 支給決定基準の取り扱い

(1)指定特定相談支援事業者等により、サービスの利用を希望する障害者又は障害児の保護者(申請者)の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成されたサービス等利用計画案、障害児通所支援利用計画案を申請者が提出し、サービスを利用することが適当と認めた場合に支給決定をします。

(2)障害福祉サービス等の支給量は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案、障害児通所支援利用計画案に記載されている申請者本人の必要なサービス量やその理由、算出根拠等を勘案し、原則として以降に定める「標準支給量」の範囲内で支給決定をします。

(3)申請者等に特別な事情があるため、この支給決定基準内に定める内容と異なる支給決

定をしようとする場合は、その妥当性について「糸満市障害支援区分認定審査会(以下、「審査会」という。)」に意見を求めることができることとします。

- (4)併用給付(同時に支給決定ができる障害福祉サービスの組み合わせ)については、サービス提供事業者が受ける報酬に重複が発生しない利用形態において、かつ、必要性を認めた場合に限り支給決定をします。
- (5)障害者が 65 歳以上の場合や、40 歳から 64 歳で介護保険制度に定める「16 の特定疾病」に該当する場合は、介護保険制度でのサービス支給が優先されます。ただし、介護保険サービスに相当するサービスがない障害福祉サービス固有のサービスで、かつ、必要性を認めた場合に限り支給決定をします。
- (6)支給決定基準については、現段階での状況を踏まえ策定しているため、国の制度改正又は障害福祉サービス等の運用状況等に合わせて、適宜見直します。

6 障害福祉サービスと地域生活支援事業の関係について

地域生活支援事業のうち、障害福祉サービスで代替できるサービス(例:移動支援は行動援護や同行援護)については、当該障害福祉サービスが利用できる要件を満たしていれば、障害福祉サービスを優先して支給決定をします。

7 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額について

サービス利用者は、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用料について、原則として1割の定率負担となりますが、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、同一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分		負担上限月額
生活保護		0円
低所得	低所得1	0円
	低所得2	
一般1	居宅で生活する障害児	4,600円
	居宅で生活する障害者及び 20 歳未満の施設入所者	9,300円
一般2		37,200円

また、所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

Ⅱ 障害福祉サービス等の支給に関する基準

§ 1 障害福祉サービス(障害者総合支援法)

1. 居宅介護(総合支援法第5条第2項)

<身体介護>

(1) サービスの内容

居宅において入浴、排せつ、食事の介護等をします。

(2) 対象者

障害支援区分が区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)の障害者、障害児等

(3) 標準支給量

「標準支給量表」のとおり

(4) 支給決定期間

1年以内

<家事援助>

(1) サービスの内容

居宅において調理、洗濯、掃除、育児(育児中の親が障害を理由に通常の育児ができない場合)等家事の援助をします。

(2) 対象者

障害支援区分が区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)の障害者、障害児等

(3) 標準支給量

「標準支給量表」のとおり

(4) 支給決定期間

1年以内

(5) 留意事項

①利用者が一人暮らし又は家族等の介護者が障害、疾病等(※)のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合が対象となります。

(※)「家族等の介護者が障害、疾病等」とは、次の場合を指します。

(ア)介護者に障害、疾病がある場合

(イ)介護者が高齢のため家事を行うことが困難な場合

(ウ)介護者が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合

(エ)介護者が仕事等で不在の時に行わなければ日常生活に支障を来す場合

②家事援助の業務に含まれる育児支援については、平成 21 年7月 10 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡「障害者自立支援法上の居宅介

護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」について」に基づきます。

- ③障害支援区分1又は2の人を対象とする居宅介護(家事援助)における生活等に関する相談については、原則1回当たりおおむね1時間を超える利用はできません。

<通院等介助>

(1)サービスの内容

居宅から病院へ通院するため、又は官公署や相談支援事業所へ公的手続きや障害福祉サービスの利用について相談するための移動介助をします。

(2)対象者

障害支援区分が区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)の障害者、障害児等

※「身体介護を伴う」として算定できるのは、次の①及び②に該当する場合

①障害支援区分が区分2以上(障害児はこれに相当する支援の度合)の障害者、障害児等

②障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までの状態のいずれか一つ以上に認定されていること

(ア)「歩行」:「全面的な支援が必要」

(イ)「移乗」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(ウ)「移動」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(エ)「排尿」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(オ)「排便」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(3)標準支給量

「標準支給量表」のとおり

(4)支給決定期間

1年以内

(5)留意事項

①通院等の範囲については、次の(ア)から(ウ)に該当するもの。

(ア)病院等に通院する場合

(イ)官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)に公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

(ウ)指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された障害福祉サービス事業所を訪れる場合

②病院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであり、診察時間や待ち時間は原則として報酬の算定外とします。ただし、院内スタッフによる介助が見込めないことが確認されており、常時介助を必要とする場合は、診察時間を

除く院内介助の時間に限り、報酬の算定対象とします。

<通院等乗降介助>

(1)サービスの内容

居宅から、ヘルパー自らが運転する車両への乗降の介助、乗車前、降車後の屋内外における移動等の介助、移動先における手続き、移動等の介助をします。

(2)対象者

障害支援区分が区分1以上(障害児はこれに相当する支援の度合)の障害者、障害児等

(3)支給量

「標準支給量表」のとおり

(4)支給決定期間

1年以内

(5)留意事項

- ①定期的な通院等が対象です。
- ②入退院時の移動は対象外です。
- ③乗車・降車の介助を行うことに前後して 20 分から 30 分程度以上の身体介護を行う場合は、「通院等介助(身体介護を伴う)」になります。

<居宅介護における二人介護承認について>

(1)対象要件

二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って支給します。

(ア)障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認めた場合

(イ)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等を認めた場合

(ウ)その他障害者等の状況等から判断して、(ア)又は(イ)に準ずると認めた場合

(2)留意事項

単に安全確保のために深夜の時間帯に2人のヘルパーによるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、二人介助としての取り扱いとはなりません。

2. 重度訪問介護(総合支援法第5条第3項)

(1) サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援をします。

(2) 対象者

障害支援区分が区分4以上(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上)で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する人

(ア) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること

(一) 二肢以上に麻痺等があること

(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の人

(3) 標準支給量

「標準支給量表」のとおり

(4) 支給決定期間

1年以内

(5) 二人介護承認について

① 対象要件

二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って支給します。

(ア) 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認めた場合

(イ) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認めた場合

(ウ) その他障害者等の状況等から判断して、(ア)又は(イ)に準ずると認めた場合

② 留意事項

単に安全確保のために深夜の時間帯に2人のヘルパーによるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、二人介助としての取り扱いとはなりません。

(6) 留意事項

原則として、1日につき3時間を超える利用とします。

3. 同行援護(総合支援法第5条第4項)

(1) サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助をします

(2) 対象者

同行援護アセスメント調査票による調査項目、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人

※障害支援区分の認定は必要としません。

なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ次の要件を満たす人となります。

(ア)100 分の 20: 区分3に該当する人(障害児はこれに相当する支援の度合)

(イ)100 分の 40: 区分4以上に該当する者(障害児はこれに相当する支援の度合)

(ウ)100 分の 25: 盲ろう者(対象者であり聴覚障害6級に相当する人。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できます。)

※(ア)及び(ウ)又は(イ)及び(ウ)の要件を満たす人は、それぞれの加算を算定できます。

(3) 標準支給量

「標準支給量表」のとおり

(4) 支給決定期間

1年以内

(5) 二人介護承認について

① 対象要件

二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って支給します。

(ア)障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認めた場合

(イ)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認めた場合

(ウ)その他障害者等の状況等から判断して、(ア)又は(イ)に準ずると認めた場合

② 留意事項

単に安全確保のために深夜の時間帯に2人のヘルパーによるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、二人介助としての取り扱いとはなりません。

(6) 留意事項

①同行援護における外出支援は、移動の目的が「社会生活上必要不可欠な外出」、「社会参加のための外出」のものとなります。

②経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外となります。

※「通年」とは1年を通じて計画的に行われる外出、「長期」とはおおむね3カ月を超える外出となります。

③病院への通院を目的とする利用については、居宅介護(通院等介助)の利用を検討した上で、利用者の目的利用や実情に合わせて支給決定をします。

4. 行動援護(総合支援法第5条第5項)

(1) サービスの内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助をします。

(2) 対象者

障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児はこれに相当する支援の度合)の人

(3) 標準支給量

「標準支給量表」のとおり

(4) 支給決定期間

1年以内

(5) 二人介護承認について

① 対象要件

二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って支給します。

(ア) 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認めた場合

(イ) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認めた場合

(ウ) その他障害者等の状況等から判断して、(ア)又は(イ)に準ずると認めた場合

② 留意事項

単に安全確保のために深夜の時間帯に2人のヘルパーによるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、二人介助としての取り扱いとはなりません。

(6) 留意事項

① 行動援護における外出支援は、移動の目的が「社会生活上必要不可欠な外出」、「社会参加のための外出」とします。

② 経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外とします。

※「通年」とは1年を通じて計画的に行われる外出、「長期」とはおおむね3カ月を超える外出とします。

5. 療養介護(総合支援法第5条第6項)

(1)サービスの内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他の必要な医療を要する障害者で、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(2)対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に該当する人

①障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている人

②障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する人

ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

イ 医療的ケアの判定スコア(基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が16点以上の人

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の人で、医療的ケアスコアが8点以上の人

エ 遷延性意識障害者で、医療的ケアの判定スコアが8点以上の人

③①及び②に準ずる人として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者で、常時介護を要するものであると認められた人

④旧重症心身障害児施設に入所した人又は指定医療機関に入院した人で、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人。

(3)支給量

当該月の日数

(4)支給決定期間

3年以内

6. 生活介護(総合支援法第5条第7項)

(1) サービスの内容

障害者支援施設その他の次の便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者で、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助をします。

(2) 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人として次に該当する人

- ①障害支援区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上の人
- ②年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上の人
- ③障害者支援施設に入所する人で障害支援区分4(50 歳以上の場合は障害支援区分3)より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた人

(3) 支給量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 支給決定期間

3年以内

7. 短期入所(総合支援法第5条第8項)

(1) サービスの内容

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の次の便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援をします。

(2) 対象者

- ①障害支援区分が区分1以上の障害者
- ②障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

<医療型>

- ①区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人
 - ②区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している人又は重症心身障害者(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している人)
 - ③重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児)
 - ④区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、(ア)又は(イ)のいずれかに該当する障害者等
- (ア)遷延性意識障害者又はこれに準ずる障害者等
- (イ)医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等

(3) 標準支給量

7日/月

(4) 支給決定期間

1年以内

(5) 留意事項

①介護者の入院等のやむを得ない事情により、標準支給量の範囲で対応できない日数の利用が必要となる場合は、その個別の状況を明記したサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案を確認し、支給が必要と認めた場合に必要最小限の範囲内で日数を増やすことができます。

※利用必要量が「14 日/月」を超える場合は、必要となる理由や期間等の事実確認ができる書類の添付を求めることがあります。

②長期(連続)利用日数については、30 日を限度とします。

※年間利用日数については、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認めた場合を除き、180 日を超えないようにします。

③原則として介護を行う人と同居している利用者に対して支給決定をしますが、単身の利用者でも本人の心身の状況等から特に必要と判断する場合は支給決定をします。

8. 重度障害者等包括支援(総合支援法第5条第9項)

(1) サービスの内容

常時介護を要する障害者等で、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

(2) 対象者

障害支援区分が区分6(障害児は区分6に相当する支援の度合)に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人で、次のいずれかに該当する人

類型		状態像
重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する人	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者(Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の人(Ⅲ類型)		・強度行動障害 等

<Ⅰ類型>

- ①障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者で
- ②医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢、右上肢、左下肢、右下肢」がいずれも「ある」(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)と認定されていること。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は、「麻痺」に準ずる取り扱いとします。
- ③認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- ④認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」が「ある」と認定
- ⑤認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外に認定

<Ⅱ類型>

- ①概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- ②障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者で
- ③医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢、右上肢、左下肢、右下肢」がいずれも「ある」(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)と認定されていること。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は、「麻痺」に準ずる取り扱いとします。

④認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

⑤認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外に認定

<Ⅲ類型>

①障害支援区分6の「行動援護」対象者で

②認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外に認定

③障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(12 項目)の合計点数が 10 点以上(障害児はこれに相当する支援の度合)の人

(3)標準支給量

「標準支給量表」のとおり

(4)支給決定期間

1年以内

(5)二人介護承認について

①対象要件

二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って支給します。

(ア)障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認めた場合

(イ)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認めた場合

(ウ)その他障害者等の状況等から判断して、(ア)又は(イ)に準ずると認めた場合

②留意事項

単に安全確保のために深夜の時間帯に2人のヘルパーによるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、二人介助としての取り扱いとはなりません。

(6)留意事項

重度障害者等包括支援の取り扱いについては、平成 30 年3月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉課 事務連絡「平成 30 年4月以降の重度障害者等包括支援の取扱いについて」に基づいて取り扱います。

9. 施設入所支援(総合支援法第5条第10項)

(1) サービスの内容

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をします。

(2) 対象者

- ①生活介護を利用している人で障害支援区分4(50歳以上の人は区分3)以上の人
- ②自立訓練又は就労移行支援(以下この②では「訓練等」という。)を利用している人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的と認められた人又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況やその他のやむを得ない事情により通所によって訓練等を受けることが困難な人
- ③生活介護を利用している人で障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた人
- ④就労継続支援B型を利用している人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた人

(3) 支給量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

3年以内

10. 自立訓練(機能訓練)(総合支援法第5条第12項)

(1) サービスの内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援をします。

(2) 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者で、次のいずれかに該当する人

- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人 等

(3) 標準支給量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 留意事項

- ①標準利用期間は1年6カ月(18カ月)とします。ただし、頸髄損傷による四肢麻痺やこれに類する状態の人については、3年(36カ月)とします。
- ②標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合(※)には、審査会の個別審査を経て市が必要と認めた場合、1回に限り最大1年間の支給決定をします。
※標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合の例。
 - ・リハビリや各種療法を実施しており、継続することで改善の見込みがある場合。
 - ・地域移行や在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であり、すでに調整を始めている場合。※標準利用期間を超えてサービスの利用を希望する場合は、利用が予定されている事業所は、審査会の前に「標準利用期間を超える支給決定に係る意見書」を提出してください。
- ③生涯に一度だけの利用を原則とはしません。例えば、「(2)対象者」の要件を満たした上で、生活環境や障害状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、市が必要と認めた場合は支給決定をします。

11. 自立訓練(生活訓練)(総合支援法第5条第12項)

(1) サービスの内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援をします。

(2) 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者で、次のいずれかに該当する人

- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人 等

(3) 標準支給量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 留意事項

- ①標準利用期間は2年(24カ月)とします。ただし、長期入院(おおむ1年以上)していた人と、それに類する事由(長期の引きこもり等)については、3年(36カ月)とします。
- ②標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合(※)には、審査会の個別審査を経て市が必要と認めた場合、1回に限り最大1年間の支給決定をします。
※標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合の例。
 - ・これまでの訓練の成果が明らかであり、継続することでさらなる改善の見込みがある場合。
 - ・これまでの訓練の成果が明らかであり、地域移行や在宅生活に向けて、具体的な訓練の途中の場合。※標準利用期間を超えてサービスの利用を希望する場合は、利用が予定されている事業所は、審査会の前に「標準利用期間を超える支給決定に係る意見書」を提出してください。
- ③生涯に一度だけの利用を原則としません。例えば、「(2)対象者」の要件を満たした上で、生活環境や障害状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、市が必要と認めた場合は支給決定をします。

12. 宿泊型自立訓練(総合支援法第5条第12項)

(1) サービスの内容

居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援をします。

(2) 対象者

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

(3) 標準支給量

当該月の日数

(4) 留意事項

- ①標準利用期間は2年(24カ月)とします。ただし、長期入院(おおむ1年以上)していた人と、それに類する事由(長期の引きこもり等)については、3年(36カ月)とします。
- ②標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の個別審査を経て市が必要と認めた場合、1回に限り最大1年間の支給決定をします。
※標準利用期間を超えてサービスの利用を希望する場合は、利用が予定されている事業所は、審査会の前に「標準利用期間を超える支給決定に係る意見書」を提出してください。

13. 就労選択支援(総合支援法第5条第13項)

(1) サービスの内容

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。適切に活用することにより、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されるよう必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援をします。

(2) 対象者

新たに就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。

ただし、

・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合

・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

は、就労移行支援事業等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用を認めます。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者(就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		希望に応じて利用 ※令和9年4月から原則利用	希望に応じて利用
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

(3)標準支給量

当該月の日数から 8 日を控除した日数

(4)支給決定期間

原則 1 か月

14. 就労移行支援(総合支援法第5条第14項)

(1) サービスの内容

就労を希望する 65 歳未満の障害者又は 65 歳以上の障害者(65 歳に達する前5年間(入院やその他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた人で、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他必要な支援をします。

(2) 対象者

①就労を希望する人で、単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な人

※定年退職者等障害を事由としない離職で、就労経験のある 60 歳以上の人は対象者とみなしません。

②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する人

(3) 標準支給量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 留意事項

①標準利用期間は2年(24 カ月)とします。ただし、あん摩等の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年(36 カ月)又は5年(60 カ月)とします。

②特別支援学校卒業予定者等が就労継続支援B型を利用するためには、事前に就労移行支援事業所によるアセスメントを受け、就労継続支援B型の利用が適当との評価を得る必要があります。この場合は、原則として3日間でアセスメントを実施し、1カ月の就労移行支援の支給決定をしますが、当該期間については、標準利用期間に含まないこととします。

③就労移行支援については、「通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人」を対象としているため、現に一般就労(アルバイト等を含む)をしている場合は、原則として併用は認めません。

④休職中に係る復職支援については、就労支援機関(障害者就業センター、ハローワーク等)や医療機関を利用することとされています。ただし、就労支援機関や医療機関の対象要件に該当しない等の理由により復職支援が利用できない人については、本人の障害状況等を勘案し、就労移行支援の必要性を市が認めた場合に支給決定をします。

⑤標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合(※)には、審査会の個別審査を経て市が必要と認めた場合、1回に限り最大1年間の支給決定をします。

※標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合の例。

・トライアル雇用を利用している人(トライアル雇用の期間及び入社までの期間に限り延長します。)

・採用を前提した職場実習中の人(職場実習中の期間及び入社までの期間に限り延長します。)

・就職が内定している人(入社までの期間に限り延長します。)

※標準利用期間を超えてサービスの利用を希望する場合は、利用が予定されている事業所は、審査会の前に「標準利用期間を超える支給決定に係る意見書」、「利用者に対する支援の内容」を提出してください。

⑥生涯に一度だけの利用を原則としません。例えば、生活環境や障害状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、市が必要と認めた場合は支給決定をします。

⑦令和9年4月以降、標準利用期間を超えて更新を希望する場合は、就労選択支援を原則利用とする。

15. 就労継続支援A型(総合支援法第5条第14項)

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人で、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をします。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65未満の人又は65歳以上の人

- ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③ 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

(3) 標準支給量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 留意事項

- ① 65歳以上の人は、65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳に到達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた人に限ります。
- ② 65歳到達前に、本人、就労継続支援A型事業所、相談支援事業所とで就労継続支援A型以外のサービスを含め、利用者本人にとって最適なサービスについて検討してください。
- ③ ②で就労継続支援A型の継続利用が最適と判断した場合は、利用が予定されている事業所は、その内容を明記した「65歳到達後の就労継続支援A型の利用に係る理由書」を提出してください。市は理由書の内容を確認し、継続利用の必要性があると判断した場合は支給決定をします。
- ④ 65歳到達後の支給決定については、支給決定期間を1年間とします。

※令和9年4月から就労選択支援を原則利用となる。

16. 就労継続支援B型(総合支援法第5条第14項)

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者で、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用しても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難に人につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をします。

(2) 対象者

就労移行支援等を利用したが一般企業等の雇用に結びついていない人や、一定年齢に達している人等で、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人のうち、次のいずれかに該当する人

- ① 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業等に雇用されることが困難となった人
- ② 50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない人で、就労選択支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている就労継続支援B型の利用希望者
- ④ 障害者支援施設に入所する人については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた人

(3) 標準支給量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 留意事項

- ① 支給決定時に50歳未満の人及び65歳到達後の支給決定については、支給決定期間を1年間とします。
- ② 近隣に就労選択支援事業所がない場合や利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所による就労アセスメントを経た利用を認める。

17. 就労定着支援(総合支援法第5条第15項)

(1) サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援をします。

(2) 対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行し、雇用された一般就労先に6カ月以上3年6カ月未満の期間継続して就労している人

(3) 標準支給量

当該月の日数

(4) 留意事項

①標準利用期間は3年(36カ月)とします。

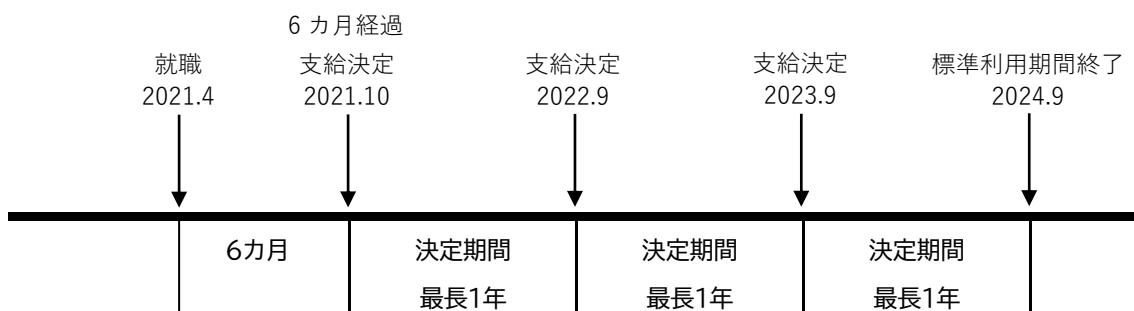
※本人が希望しない場合を除いては、原則として6カ月目からの支給決定をします。なお、就労後7カ月以上経過した後、本人が就労定着支援を希望した場合には、就労して3年6カ月を超えない期間において支給決定をします。就労後3年6カ月以上経過している人については、支給決定をしません。(「図1 標準利用期間の基本的な考え方(概念図)」参照。)

②地域定着支援との併用はできません。

③トライアル雇用は一般就労として取り扱うため、①と同様の取り扱いとなります。ただし、トライアル雇用中も引き続き就労移行支援等のサービスを利用している場合は、就労移行支援等のサービス利用終了後、就労継続期間6カ月経過後に就労定着支援の支給決定が可能となります。

「図1 標準利用期間の基本的な考え方(概念図)」

(例)就労継続期間6カ月後に支給決定をする場合



18. 自立生活援助(総合支援法第5条第16項)

(1) サービスの内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助をします。

(2) 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身のため若しくはその家族と同居している場合でも、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者で、「(1) サービスの内容」の支援を要する人。

具体的には、次のような障害者を想定しています。

① 次の障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力に不安のある人

障害者支援施設、のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所、児童福祉施設、精神科病院、療養介護を行う病院、福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、更生保護施設、少年院、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

② 現に一人暮らしをしており、自立生活援助による支援が必要な人

③ 障害、疾病等がある家族と同居しており、その家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況にあり、自立生活援助による支援が必要な人

※ 自立生活援助による支援が必要な人の例

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者支援施設に入所していた人や、精神科病院に入院していた人等で、自立生活援助による支援が必要と認めた人
- ・ 環境の変化(家族の死亡や入退院の繰り返し等)により一人暮らしによる地域生活を継続することが困難と認めた人

(3) 標準支給量

当該月の日数

(4) 留意事項

① 標準利用期間は1年(12カ月)とします。

② 自立支援生活援助の支援内容として、利用者の居宅を月2回以上訪問し、食事や洗濯、掃除等に問題はないか、公共料金や家賃の滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか等について確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整をします。また、訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった場合は、随時訪問・電話・メール等による対応をします。

③地域定着支援との併用はできません。

19. 共同生活援助(総合支援法第5条第17項)

(1) サービスの内容

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をします。

(2) 対象者

障害者(身体障害者は、65歳未満の者又は65歳に到達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限ります。)

(3) 標準支給量

当該月の日数

(4) 留意事項

- ①在宅の身体障害者について、本人の意に反して共同生活援助の利用が勧められていることが確認できた場合は、支給決定をしません。
- ②共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進等の趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった人については、新規利用の対象とはしません。
- ③体験利用の場合は、連続30日以内かつ年50日以内に限り利用できます。(受給者証に具体的な体験利用日を記載します。)
- ④サービスの利用中に65歳となった人については、次の要件のいずれかに該当しない場合、要介護認定の申請勧奨をします。
 - ・自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型を利用している。
 - ・工賃収入を伴う生活介護を利用している。
 - ・医師より認知症と診断されていない。
- ⑤共同生活援助の利用者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することになるため対象外としますが、居宅介護(通院等介助・通院等乗降介助)については、利用者が慢性の疾病等を有する障害者で、医師の指示により定期的に通院を必要とする場合に限り支給決定をします。
- ⑥すでに共同生活援助を利用している人で他の共同生活援助の体験利用を希望する場合、必要性があると判断した場合は支給決定をします。
- ⑦65歳到達後の支給決定については、支給決定期間を1年間とします。

(5) 障害支援区分の認定

共同生活援助の利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けたいことを希望し、かつ、障害支援区分の認定調査における一次判定の結果が「区分2」以上の障害者について、原則として認定手続きをします。(下表参照)

なお、申請者が共同生活援助における介護の提供内容等について認識がないことも考えられることから、単に申請者や共同生活援助事業所等の希望のみによって判断するのでは

なく、適切なアセスメント及びマネジメントにより、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案した上で、障害支援区分の認定手続きの要否を判断することとします。

また、申請前における相談及び心身の状況の把握の結果、明らかに介護の提供を必要としないと判断できる場合は、認定手続きはしません。

事業所の種類	認定手続きが必要な人	認定手続きが不要な人
指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望し、かつ、障害支援区分の認定調査における一次判定の結果が「区分2」以上の障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者で、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続きは不要であると判断された障害者
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	日常生活の援助等基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助等基本サービスのみを受ける障害者(受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者)で、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続きは不要であると判断された障害者

§ 2 地域相談支援(障害者総合支援法)

1. 地域移行支援(総合支援法第5条第 20 項)

(1) サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援をします。

(2) 対象者

次の人のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認めた人

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※児童福祉施設に入所する 18 歳以上の人、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上の障害者みなしの人も対象。
- ② 精神科病院に入院している精神障害者
※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる人に係る支援に当たっては、保護観察所と連携すること。
- ③ 救護施設又は厚生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者
※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者(「高齢者又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」(平成 21 年4月 17 日法務省保観第 244 号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。))に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。)のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊等矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能だと見込まれる等指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とします。
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

(3) 支給量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

6カ月

(5) 留意事項

- ①支給決定期間内の利用では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6カ月の範囲内で更新できます。
- ②6か月を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の個別審査を経て市が必要と認めた場合、支給決定をします。
- ③報酬額の全額が地域相談支援給付費として支給されるため、利用者の自己負担はありません。

2. 地域定着支援(総合支援法第5条第 21 項)

(1) サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援をします。

(2) 対象者

① 居宅において単身のため緊急時の支援が見込めない状況にある人

② 居宅において家族と同居している障害者でも、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある人

※なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院したひとの他、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等も含まれます。

(3) 支給量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

1年

(5) 留意事項

① 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外とします。

② 対象者のうち、医療観察法の対象となる人に係る支援に当たっては、保護観察所と連携すること。

③ 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年の範囲内で支給決定期間の更新ができます。

④ 1年を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の個別審査を経て市が必要と認めた場合、支給決定をします。

⑤ 報酬額の全額が地域相談支援給付費として支給されるため、利用者の自己負担はありません。

§ 3 障害児通所支援(児童福祉法)

1. 児童発達支援(児童福祉法第6条2の2第2項)

(1) サービスの内容

日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援をします。

(2) 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた主に未就学の障害児

(3) 支給決定期間

1年以内

(4) 標準支給量

14日/月

(5) 標準支給量を超える支給決定及びモニタリング期間について

次のいずれかの要件を満たし、かつ、療育の効果が見込まれる場合に限り、標準支給量を超えて支給決定をできることとします。この場合、各月の日数から8日を控除した日数を上限とします。

- ① 療育手帳 A1・A2、身体障害者手帳 1・2 級又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持し、常時見守りを要する場合
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。ただし状況が安定している場合は、その旨計画案に記したうえで、6 ヶ月に 1 回とすることも可能とする。
- ② 家庭保育や教育・保育施設（1号認定）、特別支援学校幼稚部等を利用している児童で、行動関連項目等(12 項目)の合計点数が 10 点以上の場合
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。
- ③ 日常的に医療的ケアを要する場合(医療的ケアの内容は「新判定スコア」参照)
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。
- ④ 主治医から障害児通所支援以外の集団参加を控えるように指示されている場合
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。
- ⑤ 対象児童以外に家庭保育の未就学児(3歳以下)が同一世帯にいる場合
モニタリング期間 6 ヶ月に 1 回を基本とする。
- ⑥ 保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とするが、保育施設やその他の社会資源が利用できない場合(原則として「保育施設を利用する場合の支給認定」のうち、2・3号認定を受けていること。)
(a) 児童の特性により、保育施設での受入れ日数、時間等に制限がある場合
(b) 待機児童の場合
モニタリング期間 6 ヶ月に 1 回を基本とする。

- ⑦ 教育・保育施設(1号認定)又は特別支援学校幼稚部等を利用している児童で、夏休み等の長期休業中で必要性が認められる場合(4・7・12・1・3月は20日を上限とし、8月は23日を上限とします。)

モニタリング期間 6ヶ月に1回を基本とする。

- ⑧ その他市長が利用することを適当と認めた場合

モニタリング期間 4ヶ月に1回を基本とする。

※1)標準支給量を超えた支給量を希望する場合は、その理由(①～⑧のいずれか)と必要な支給量を「障害児支援利用計画案」に記載すること。

2. 医療型児童発達支援(児童福祉法第6条2の2第3項)

(1)サービスの内容

児童発達支援及び治療をします。

(2)対象者

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児

(3)支給決定期間

1年以内

(4)標準支給量

各月の日数から8日を控除した日数

(5)留意事項

①新規申請時又は市が必要と判断した場合は、医師の意見書等によりサービスの対象者となることを確認します。

3. 放課後等デイサービス(児童福祉法第6条2の2第4項)

(1) サービスの内容

生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援をします。

(2) 対象者

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除きます。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

(3) 支給決定期間

1年以内

(4) 標準支給量

14日/月

(5) 標準支給量を超える支給決定及びモニタリング期間について

次のいずれかの要件を満たし、かつ、療育の効果が見込まれる場合に限り、標準支給量を超えて支給決定をできることとします。この場合、各月の日数から8日を控除した日数を上限とします。

- ① 療育手帳A1・A2又は身体障害者手帳1・2級又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持し、常時見守りを要する場合
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。ただし状況が安定している場合は、その旨計画案に記したうえで、6 ヶ月に 1 回とすることも可能とする。
- ② 行動関連項目等(12 項目)の合計点数が 10 点以上の場合
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。
- ③ 日常的に医療的ケアを要する場合(医療的ケアの内容は「新判定スコア」参照)
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。
- ④ 衝動性が強く突発的に屋外や道路へ飛び出す可能性が高い又は直近1年以内にてんかん発作がある又は抗てんかん薬の内容に変更がある等の理由から、常時見守りを要する場合
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。
- ⑤ 1人で登下校や留守番ができないため放課後の支援が必要だが、保護者が障害者手帳を所持していること又は自立支援医療(精神通院医療)を受給していることにより、十分な育児ができないと認められる場合
モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。
- ⑥ 1人で登下校や留守番ができず、かつ、保護者の就労、疾病、その他の理由により放課後の居場所を必要とするが、放課後等児童クラブ(学童)やその他の社会資源が利用できない場合。なお、対象児が小学校高学年(10 歳以上)の場合は地域移行の観点から登下校や留守番の練習に取り組むことについて関係者と検討すること。
モニタリング期間 6 ヶ月に 1 回を基本とする。

⑦ 夏休み等の長期休業中で必要性が認められる場合(4・7・12・1・3月は 20 日を上限とし、8月は 23 日を上限とします。)

モニタリング期間 6 ヶ月に 1 回を基本とする。

⑧ その他市長が利用することを適当と認めた場合

モニタリング期間 4 ヶ月に 1 回を基本とする。

※1)標準支給量を超えた支給量を希望する場合は、その理由(①～⑧のいずれか)と必要な支給量を「障害児支援利用計画案」に記載すること。

4. 居宅訪問型児童発達支援(児童福祉法第6条2の2第5項)

(1) サービスの内容

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援をします。

(2) 対象者

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、他の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難と認められた障害児

※重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次の状態とします。(児童福祉法施行規則第1条2の3)

①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合

②重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態にある場合

(3) 支給決定期間

1年以内

(4) 標準支給量

9日/月

(5) 留意事項

①新規申請時又は市が必要と判断した場合は、医師の意見書等によりサービスの対象者となることを確認します。

②当該サービスの対象者は、通所施設へ通うための外出が著しく困難と認められた障害児であることから、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスと組み合わせることで支給決定を行うことは原則として想定されませんが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは可能とします。

③障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に療育する必要がある場合は、標準支給量を超えて支給決定をできることとします。

参考「平成 30 年3月6日厚生労働省事務連絡」。

5. 保育所等訪問支援(児童福祉法第6条2の2第6項)

(1) サービスの内容

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援をします。

(2) 対象者

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他市が認める施設で集団生活する児童のうち、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児

(3) 支給決定期間

1年以内

(4) 標準支給量

3日/月

(5) 留意事項

①集中的に保育所等へ訪問することが望ましいと市が判断し、保護者の希望や支援者の対応が可能と確認できた場合は、標準支給量を超えて必要日数を支給決定します。

参考「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」。

Ⅲ その他の基準

支給決定基準と乖離する支給決定(いわゆる「非定型」の支給決定)

(1)内容

適正かつ公平な支給決定を行うため、市が定める支給決定基準から乖離して支給申請があった場合は、審査会に必要な書類を提出し、意見聴取後に市はその意見を踏まえて支給決定等をします。

(2)乖離基準の支給上限について

サービスの種類	乖離基準	支給上限
居宅介護	サービスごとに定める支給決定基準単位数を超える場合	該当する支給決定基準単位数の1.5倍以内
重度訪問介護		
同行援護		
行動援護		
重度障害者等包括支援		

①乖離基準の支給上限を超えない場合の支給決定

次の(ア)及び(イ)の要件を満たす人につき、該当する支給決定基準単位数の1.5倍以内で決定することができます。

(ア)本人に対する介護力が以下で示す「介護力小」、「介護力中」のいずれかに該当すること。

区分	介護能力等の判定
介護力小	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯(18歳未満の児童と同居も含む) ・介護者が1人で日中不在(週4日以上勤務)の状態 ・介護者が病気や高齢のため常時介護ができない状態で、他者の支援が受けられない場合 ・重度障害者のみの世帯 ・介護者1人が1人の重度障害者(児)と4歳未満の乳幼児を養育している場合若しくは要介護状態の高齢者を介護している場合で、他者の支援が受けられない場合(同世帯)
介護力中	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が病弱、高齢、日中不在(週4日以上勤務) ・介護者が複数人の介護を要する場合(同居の障害者複数、同居の障害者と同居・別居の要介護者) ・グループホーム入居者(介護サービス包括型における個人単位の居宅介護等の利用)
介護力大	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な介護者が終日家にいる場合

・ボランティアや近隣住民等の支援が十分に受けられる状態

※有料老人ホーム(介護型・住宅型)、サービス付高齢者住宅、ケア付きアパート(法外)単身等での共同住居の利用については、「介護力中」を軸に当該住居の支援者による支援の状況等を勘案して判断します。

(イ)障害者支援区分が「区分5」以上の人(児童においては、障害児区分が「区分3」に該当すること)

(3)「非定型」の判断基準

- ①サービスの利用希望量が支給決定基準(乖離基準の支給上限が定められている居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援についてはその基準)を超える場合で、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案等を勘案した上で、2カ月を超えて引き続きサービスの利用が必要だと認めた場合。
- ②自立支援給付と介護保険制度との適用関係で定める障害福祉サービスの対象者に該当しないが、障害特性等の理由から介護保険サービスの利用ができず、サービス等利用計画案等を勘案した上で障害福祉サービスの利用が必要だと認めた場合。

(4)審査会等での検討

審査会は、市より「非定型」として提出されたケースに対して、その要否について意見を求められた場合は、提出された資料や当該支給要否決定に係る障害のある人、その家族、医師その他関係者の意見を聞いて意見を述べることとなっており、市は審査会等の意見を踏まえて支給決定をします。

(5)算出支給量が支給決定基準を超えた場合の支給決定方法

ア 勘案事項等から算出した支給量が支給決定基準を超えることが確認できた場合は、下記の資料を添えて審査会の意見を聴取し、支給決定をします。

- ①二次判定結果
- ②医師意見書
- ③勘案事項整理票
- ④サービス等利用計画案
- ⑤その他審査に必要と認めるもの

イ 算出した支給量が支給決定基準を超える場合か、すでに支給決定基準を超えた支給となっている場合において、決定を受けている支給量が直近の審査会までに不足することが明らかで、次の要件のいずれも満たす場合は、審査会の意見を聴取することなく支給量を決定することができるものとします。

①切迫性

利用者、介護者の疾病による体調の変化や就労による環境の変化等の要因により、支給決定における勘案事項の整理時と変化が生じ、支給量を変更しなければ利用者が日常生活に支障を来すことが明らかな場合

②非代替性

現に利用しているサービス以外の障害福祉サービスやその他の方法による支援を検討した上で、それでもなおサービスの支給量の増加以外に代替する支援方法がない場合

ウ イの取り扱いに当たっては、利用者や障害児の保護者の意向等を調査し、サービス等利用計画案の提出を求め、給付担当者会議を経た上で判断し、支給決定をします。また、イの取り扱い以外に、サービス等利用計画案提出後、1カ月以内に審査会の開催ができない場合も給付担当者会議を経た上で判断し、支給決定をします。

自立支援給付と介護保険制度との適用関係

(1)内容

介護保険法と障害者総合支援法とでは、給付内容が同一のサービスについては、原則として介護保険法による給付が優先されます。原則として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長 連盟通知)に則った取り扱いとし、標準的な考え方は次のとおりとします。

(2)介護保険サービス利用者の障害福祉サービスの対象者

介護保険サービスと障害福祉サービスの併用に関する対象者要件を定めます。

①居宅介護・重度訪問介護の併用の対象者

次のア～ウの要件を全て満たし、かつエ又はオの要件に該当する場合

ア 介護保険サービスの利用を検討した結果、利用可能な事業所又は施設等の社会資源がなく、介護保険サービスを利用することが困難と認められる場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)

イ 要介護認定の変更申請を行った結果、認定結果に変更がない(前回申請時より一定期間が経過していない等で本人の状態に変化がなく、介護度増が見込まれない場合は省略可)

ウ 介護保険サービスを概ね区分支給限度基準額(要支援・日常生活総合支援事業対象者の場合、週当たりの上限回数)まで利用していること

エ 居宅介護等の利用者が新たに介護保険対象者となり、それまでに支給決定していた居宅介護又は重度訪問介護の支給量に対して、介護保険における訪問介護の利用可能時間が不足する場合は、65歳到達時の障害福祉サービスの支給量から介護保険サービスの上限支給量を差引いた支給量を限度とする

オ 介護保険適用以前は障害福祉サービスを利用していなかったが、介護保険適用後、介護保険の支給限度基準額の制約から不足分を新規に障害福祉サービスとして申請する場合で、介護保険のケアプランに基づき、必要性等を確認した上で市が必要と認める場合

※上記要件を満たさない場合で利用を希望する場合は、非定型として審査会から意見を聴取し支給決定等を行います。

②生活介護の併給対象者

次のア～エの要件の全てに該当する場合

ア 介護保険サービスの利用を検討した結果、利用可能な事業所又は施設等の社会資源がなく、介護保険サービスを利用することが困難と認められる場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)

イ 要介護認定の変更申請を行った結果、認定結果に変更がない(前回申請時より一定期間が経過していない等で本人の状態に変化がなく、介護度増が見込まれない場合は省略可)

ウ 介護保険サービスの要介護認定において、「要介護4」又は「要介護5」であること

エ 介護保険サービスを概ね区分支給限度基準額まで利用していること

※上記要件を満たさない場合で利用を希望する場合は、非定型として審査会から意見を聴取し支給決定等をします。

③障害福祉サービス固有のサービスの併給

介護保険サービスに相当するサービスがない障害福祉サービス固有のサービス(行動援護、同行援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)については、支援の必要性に応じて支給決定をします。

(3)標準支給量

①居宅介護・重度訪問介護の併用の対象者の要件に定める(オ)に該当する対象者については、「標準支給量表」の範囲から介護保険サービスにて提供される支給限度額を差引いた差分とします。

モニタリング期間の設定

(1)モニタリング標準期間

モニタリング期間については、原則として「モニタリング標準期間」(下表参照)を踏まえて設定します。

利用するサービスの種類等	モニタリング期間
・新規サービス利用者 ・著しくサービスの内容等に変更があった人	1月ごと (利用開始(変更)から3月のみ)
集中的支援が必要な人	1月ごと
就労選択支援	1月のみ
就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(日中サービス支援型)	3月ごと
居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	3月ごと
65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない人(療養介護、施設入所支援、重度障害者等包括支援の利用者を除く)	3月ごと
生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中サービス支援型を除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月ごと
療養介護、施設入所支援、重度障害者等包括支援	6月ごと

(2)モニタリング期間を短く設定する際の考え方

モニタリング期間については、標準期間を踏まえて設定しますが、一律に標準期間で設定するのではなく、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準期間より短い期間で設定します。

(短い期間で設定する場合の具体例)

(児・者共通)

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要な人
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やその恐れがある人
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある人
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な人
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している人
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な人
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる人
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を

行う必要がある人

(児のみ)

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある児
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要のある児

- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な児

また、以下に該当する人は、上記の具体例に該当する場合は多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して設定します。

- ・単身者(単身生活を開始した人、開始しようとする人)
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する人
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした人等(矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった人等)
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又はその恐れのある人(養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する人、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等)

(3)モニタリング期間を長く設定する際の考え方

モニタリング期間を長く設定する場合として、例えば本人の特性、生活環境、サービス利用の状況等が安定している場合を想定しています。

(長い期間で設定する場合の具体例)

- ・普段は就労継続支援や生活介護等の日中活動系サービスの利用が主であり、慢性疾患等により定期受診が必要で、通院等介助をサービス等利用計画案に位置付けているが、病状が安定している場合等、日中活動系サービスのみに着目し、モニタリング期間を長く設定することを検討します。
- ・普段は就労継続支援や生活介護、障害児通所支援等のサービスのみを利用しており、介護者の急病等に備え短期入所をサービス等利用計画案に位置付けているが、利用した実績がない場合等、日中活動系サービスのみに着目し、モニタリング期間を長く設定することを検討します。

在宅時生活支援サービス加算

(1)加算の概要

在宅において就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)(以下「就労移行支援等」という。)の利用者で、就労移行支援等を受けている同一時間帯に生活支援(身体介護、重度訪問介護等)が必要であり、当該支援を就労移行支援等のサービス提供事業所の負担において提供した場合、1日につき300単位を加算します。

(2)対象者

当該加算は、事業所からの届出に基づき、市が加算対象者として認定した人につき報酬を算定できます。加算対象者は、次の①及び②のいずれにも該当する人となります。

①障害や疾病等により、居宅において支援を受けることを希望する人で、かつ、当該支援により本人の就労に関する知識や能力の向上に資すると認められた人。

※一時的な体調不良による通所が困難な人は対象ではありません。

②現に居宅介護又は重度訪問介護を利用している人で、在宅で就労移行支援等を利用した場合、同一時間帯に生活支援を受けなければ、居宅での就労移行支援等の利用が困難な人。

(3)提出書類

在宅時生活支援サービス加算開始届出書

(4)認定手順

①在宅時生活支援サービス加算の認定をしようとする就労移行支援等の事業所は、「在宅時生活支援サービス加算開始届出書」(以下「開始届」という。)を市に提出してください。

②開始届を受理した市は、(2)対象者に該当するか確認し、該当者に対して、加算対象者と認定します。

③認定後、障害福祉サービス受給者証の「支給量等」の欄に「就労移行支援等在宅時生活支援サービス加算対象者」と記載し、利用者に交付します。

(5)留意事項

①在宅時生活支援サービス加算の算定に当たり、利用者への生活支援を居宅介護又は重度訪問介護事業所に従事する人が派遣され、当該支援の費用を就労移行支援等が費用負担した場合、負担内容が客観的に確認できる書類(委託契約書、支援記録等)を5年以上保管してください。また、市から求めがあった場合は、速やかに開示してください。

②在宅での就労移行支援等を実施する事業所は、関係法令、基準、通知等を遵守してください。

参考

・「就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月)

2日付け障障発第 04020001 号)

標準支給量表								
サービス名称	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	障害児	介護保険給付対象者
重度障害者等包括支援	96,480単位	-	-	-	-	-	-	67,680単位
重度訪問介護	62,050単位	36,270単位	28,940単位	23,110単位	-	-	-	区分4:14,620単位 区分5:15,290単位 区分6:22,910単位
重度訪問介護 (重度障害者等包括支援該当者)	74,310単位	-	-	-	-	-	-	45,510単位
重度訪問介護 (生活介護等利用者※①)	28,730単位	20,810単位	16,240単位	12,560単位	-	-	-	区分6及び区分5:17,610単位
重度訪問介護 (共同生活援助利用者※②)	17,600単位	11,120単位	8,660単位	-	-	-	-	4,260単位
行動援護	36,520単位	28,100単位	21,130単位	15,680単位	-	-	19,950単位	-
行動援護 (重度障害者等包括支援該当者)	74,310単位	-	-	-	-	-	-	45,510単位
行動援護 (生活介護等利用者※①)	23,840単位	19,780単位	15,580単位	11,960単位	-	-	19,950単位	-
行動援護 (共同生活援助利用者)	2,590単位				-	-	2,590単位	-
居宅介護	28,800単位	20,980単位	14,320単位	9,190単位	7,270単位	6,410単位	13,270単位	
居宅介護 (重度障害者等包括支援該当者)	74,310単位	-	-	-	-	-	-	45,510単位
居宅介護 (家事援助中心型、身体介護中心型)	25,500単位	17,730単位	11,070単位	5,890単位	4,010単位	3,100単位	9,950単位	-
居宅介護 (生活介護等利用者※①)	22,450単位	-	-	-	-	-	-	-
居宅介護 (共同生活援助利用者で通院等 助成中心型又は通院等乗降助成中心 型の者)	2,400単位 (対象回数は、月2回を限度とします。)							-
居宅介護 (共同生活援助利用者※②で重度 訪問介護と同程度の支援度合の者)	13,670単位	10,000単位	7,820単位	-	-	-	-	-
居宅介護 (共同生活援助利用者※②で同行 援護と同程度の支援度合の者)	3,550単位			-	-	-	-	-
居宅介護 (共同生活援助利用者※②で行動 援護と同程度の支援度合の者)	12,150単位	8,370単位	6,140単位	-	-	-	-	-
居宅介護 (共同生活援助利用者※②で身体 介護中心型を利用する者)	9,690単位	5,940単位	3,750単位	-	-	-	-	-
同行援護	13,870単位							-
同行援護 (共同生活援助利用者)	3,800単位							-

「※①」:生活介護等の「等」とは、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のことです。
「※②」:共同生活援助利用者とは、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定により居宅介護などを利用する人のことです。

複数の障害福祉サービス等の支給																						
	訪問系サービス						日中活動系サービス								居住系サービス			地域生活支援事業				
	居宅介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援	短期入所	生活介護	療養介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労選択支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	施設入所支援	共同生活援助	移動支援事業	日中一時支援事業	
訪問系サービス	居宅介護	△	△	×	×	△	△	×	△	△	×	△	△	△	△	△	△	◇	◇	△	△	
	行動援護	△		△	◇	×	△	△	◇	△	△	◇	△	△	△	△	△	◇	◇	×	△	
	同行援護	△	△		×	×	△	△	◇	△	△	◇	△	△	△	△	△	◇	◇	×	△	
	重度訪問介護	×	◇	×		×	△	△	◇	△	△	×	△	△	△	△	△	◇	◇	×	△	
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×		×	×	◇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	短期入所	△	△	△	△	×		△	◇	△	△	◇	△	△	△	△	△	○	◇	◇	△	△
日中活動系サービス	生活介護	△	△	△	△	×	△		×	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	△	○	○	○	△	△
	療養介護	×	◇	◇	◇	×	◇	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	×	△	▲	×		▲	○	▲	▲	▲	▲	△	○	○	○	△	△
	自立訓練（生活訓練）	△	△	△	△	×	△	▲	×	▲		○	▲	▲	▲	▲	×	○	○	○	△	△
	宿泊型自立訓練	×	◇	◇	×	×	◇	○	×	○	○		○	○	○	○	○	×	×	×	◇	×
	就労移行支援	△	△	△	△	×	△	▲	×	▲	▲	○		×	×	×	×	○	○	○	△	△
	就労選択支援	△	△	△	△	×	△	▲	×	▲	▲	○	×		×	×	×	○	○	○	△	△
	就労継続支援A型	△	△	△	△	×	△	▲	×	▲	▲	○	×	×		×	×	○	○	○	△	△
	就労継続支援B型	△	△	△	△	×	△	▲	×	▲	▲	○	×	×	×		×	○	○	○	△	△
	就労定着支援	△	△	△	△	×	△	△	×	△	×	○	×	×	×		×	×	○	○	△	△
居住系サービス	自立生活援助	△	△	△	△	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	△	△	
	施設入所支援	◇	◇	◇	◇	×	◇	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	
	共同生活援助	◇	◇	◇	◇	×	◇	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	◇	×	
地域生活支援事業	移動支援事業	△	×	×	×	×	△	△	×	△	△	◇	△	△	△	△	△	△	×	◇	△	
	日中一時支援事業	△	△	△	△	×	△	△	×	△	△	×	△	△	△	△	△	△	×	×	△	△

○=併用可 △=同一時間帯利用不可 ▲=同一日利用不可 ◇=サービス等利用計画により認められた場合可 ×=併用不可